

吹田市情報公開条例の一部を改正する条例（案）

吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（著しく大量の請求）

第6条の2 著しく大量の公文書の公開請求があった場合において、その全てについて第11条第1項の決定及び同条第2項の決定等（以下「公開決定等」という。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、実施機関は、当該公開請求者に対して、当該公文書の公開請求における範囲の特定を求めることができる。

2 公開請求者は、実施機関から前項の範囲の特定の請求があったときは、必要な協力をを行うよう努めなければならない。

第7条第1号ウ中「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する」、「（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）」、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する」及び「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第11条第1項中「又は一部を公開するときは、その旨の決定をし」を「の公開又は一部の公開（以下「部分公開」という。）をすることを決定したときは」に改め、同条第2項中「とき（前条の規定により）」を「こと若しくは」に、「とき及び」を「ことを決定したとき、又は公開請求に係る」に、「ときを含む。）は、その旨の決定をし」を「と認めたとときは」に、「当該決定」を「当該決定等」に改め、同条第3項中「第1項の規定による」を削り、「一部を公開する旨の決定」を「部分公開をする旨の通知」に改め、「決定をした旨の」を削り、同項第1号中「理由」の次に「（公文書が存在しない旨の通知にあつては、不存在の理由）」を加え、同項第2号中「当該通知に係る」を「公文書の部分公開をする場合又は公文書の全部を公開しない場合であつて、当該」に、「場合にあつては」を「ときは」に改める。

第12条第1項中「前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）」を「公開決定等」に改め、同項ただし書中「第6条第3項の規定により」を「実施機関が」に改め、同条第3項中「前条第2項の規定による」を削り、「次条」を「次条第3項」に改める。

第13条第1項中「すべて」を「全て」に、「その期間を更に15日を限度として延長することができる」を「公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をすれ

ば足りる」に、「延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に」を「公開請求者に対し、次に掲げる事項を」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) この条項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市情報公開条例の規定は、平成30年1月1日以後の公開請求について適用し、同日前の公開請求については、なお従前の例による。

(提案理由)

著しい大量の情報公開請求に対して、公文書の特定を行うよう努めていただくとともに、公開期限の特例について、その期限を撤廃しようとするものです。

なお、本提案は、手数料を徴収しようとする議案第102号の対案として提出するものです。

吹田市情報公開条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(公開請求の手続)</p> <p>第6条 -----略-----</p>	<p>(公開請求の手続)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p><u>(著しく大量の請求)</u></p> <p><u>第6条の2 著しく大量の公文書の公開請求があった場合において、その全てについて第11条第1項の決定及び同条第2項の決定等（以下「公開決定等」という。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、実施機関は、当該公開請求者に対して、当該公文書の公開請求における範囲の特定を求めることができる。</u></p> <p><u>2 公開請求者は、実施機関から前項の範囲の特定の請求があったときは、必要な協力をを行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 } (1) } -----略----- ア } イ }</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（<u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）</u>、<u>独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）</u>）である場合において、当該情報がその職務の</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 } (1) } -----略----- ア } イ }</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（<u>国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）</u>）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2) } -----略----- (5) }</p>

現 行	改 正 案
<p>遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2) } { (5) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(公開請求に対する決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒むとき及び公文書が不存在であるときを含む。）は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を公開する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>(1) 当該通知に係る決定の理由</p> <p>(2) 当該通知に係る公文書に記録されている情報が第7条各号に掲げる情報のいずれにも該当しなくなる時期が明らかである場合にあっては、その時期</p> <p>(公開決定等の期限)</p> <p>第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第3項の規定により公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数</p>	<p>(公開請求に対する決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、公開請求に係る公文書の全部の公開又は一部の公開（以下「部分公開」という。）をすることを決定したときは、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないこと若しくは公開請求を拒むことを決定したとき、又は公開請求に係る公文書が不存在であると認めるときは、公開請求者に対し、速やかに、当該決定等の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、公文書の部分公開をする旨の通知又は前項の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>(1) 当該通知に係る決定の理由（公文書が不存在である旨の通知にあっては、不在の理由）</p> <p>(2) 公文書の部分公開をする場合又は公文書の全部を公開しない場合であって、当該公文書に記録されている情報が第7条各号に掲げる情報のいずれにも該当しなくなる時期が明らかであるときは、その時期</p> <p>(公開決定等の期限)</p> <p>第12条 公開決定等は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>

現 行	改 正 案
<p>は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、<u>前条第2項の規定による公文書の全部を公開しない旨の決定（次条において「非公開決定」という。）</u>があったものとみなすことができる。</p> <p>（公開決定等の期限の特例）</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にその<u>すべて</u>について公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>その期間を更に15日を限度として延長することができる。</u>この場合において、実施機関は、速やかに、<u>延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 }</p>	<p>2 -----略-----</p> <p>3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、公文書の全部を公開しない旨の決定（<u>次条第3項において「非公開決定」という。</u>）があったものとみなすことができる。</p> <p>（公開決定等の期限の特例）</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にその<u>全て</u>について公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。</u>この場合において、実施機関は、速やかに、<u>公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>この条項を適用する旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>残りの公文書について公開決定等をする期限</u></p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 }</p>